

東京大学医学図書館利用規則

制定 平成16年 3月15日
改正 平成16年12月15日
改正 平成18年 7月 5日
改正 平成19年 7月11日
改正 平成21年 4月 8日
改正 平成21年 6月10日
改正 平成22年 4月 7日
改正 平成23年 4月13日
改正 平成24年10月 3日
改正 平成25年 4月24日

(目 的)

第1条 この規則は、東京大学医学図書館（以下「本館」という。）の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(利 用 者)

第2条 本館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 東京大学（以下「本学」という。）各研究科・各学部・各研究所等に所属する学生，研究生等
- (2) 本学教職員
- (3) 本学学部の卒業生及び本学大学院の修了者等
- (4) 本学元教職員
- (5) その他，本館が所蔵する図書その他の資料（以下「図書館資料」という。）の利用を希望する学外者

(開 館)

第3条 本館は、次の各号の閉館日を除き開館する。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
 - (3) 12月28日から1月4日まで
 - (4) 蔵書点検日（毎月末日，但し休日もしくは土曜日の場合はその直前の開館日）
- 2 開館時間は、月曜日から金曜日まで（以下「平日」という。）は午前8時30分から午後8時まで，土曜日は午前10時から午後5時までとする。但し，夏季及び冬季は平日は午前8時30分から午後5時までとする。
- 3 館長は，必要があると認める場合には，臨時に閉館し又は開館時間を変更することができる。

(利用)

第4条 本館の利用に際しては所定の手続きを経て「東京大学附属図書館利用証」、「東京大学附属図書館入館証」、「医学部独自利用証」、または「当日入館票」の交付を受けるものとする。

(館内閲覧)

第5条 所定の手続きを経て入館した者は、図書館資料を自由に閲覧することができる。ただし貴重資料等の取扱いについては別に定めるほか，本館が特に指定した資料については閲覧を制限することがある。

- 2 試験期間中において閲覧室等が非常に混雑している場合等，本学の学習，教育，研究に支障をきたすおそれがある場合には，図書館資料の閲覧利用を制限することがある。

(館外貸出)

第6条 図書館資料の館外貸出は，第2条第1号、第2号に該当する者及び第4号に該当する者の

うち医学系研究科・医学部教授総会構成員だった者に、許可することができる。なお原則として、貴重資料等、参考図書類、抄録誌等の二次資料、修士論文及び博士論文は貸出対象から除く。

(転貸の禁止)

第7条 館外貸出を許可された図書館資料を他の者に転貸してはならない。

(図書館資料の返却)

第8条 館内に配架してある図書館資料を閲覧したときは、使用后必ず原位置に戻すものとする。

(複写)

第9条 館内における文献複写は著作権法第31条が定める範囲内で行うものとする。複写機の利用については、別に定める。

(相互利用)

第10条 本学医学系研究科・医学部、本学医学部附属病院、本学保健・健康推進本部に所属する者は研究、教育又は学習上必要があるときは、本館以外の図書館等が所蔵する資料の利用について、本館に依頼することができる。なお、依頼者は、図書館間利用規定や文献複写・現物貸借サービスの規程・案内等を遵守するものとする。

(個人情報情報の漏えい防止のための措置)

第11条 館長は、本館の図書館資料のうち公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第5項第3号に該当するものであって、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められる図書館資料を所蔵する場合は、当該図書館資料について、東京大学の保有個人情報情報の適切な管理のための措置に関する規則に準じ、必要な措置を講じる。

(賠償責任)

第12条 本館備付けの図書館資料又は設備、備品等を破損・汚損もしくは亡失した場合は、これに相当する修理費を払うか、同一の図書館資料又は物品で弁償しなければならない。

(館内設備・機器の利用)

第13条 館内設備・機器については、本館職員の指示に従い利用するものとする。

(利用者の遵守事項)

第14条 館内は禁煙とする。

- 2 定められた場所以外の館内で座談、討論、飲食を行なう等本来の図書館利用に反した行為をしてはならない。また、緊急の場合を除き、携帯電話での通話は禁止する。
- 3 館内では常に静粛を旨として、大声を発したり又は騒音を発する履物のまま入館してはならない。
- 4 運動競技の服装のまま或は極端な軽装、薬品や患者等に接して汚染した白衣等を着用して入館してはならない。

(退館)

第15条 閉館は定刻前に予告するので、利用者は定刻時には速やかに退館すること。

(利用停止)

第16条 館内規律に反し、注意を受けてなおこれに従わない者、及び附属図書館迷惑利用者に対する利用停止の全学要請に関する申合せにより利用停止の全学要請がされた者に対しては、本館の利用を停止、又は退館を命ずることがある。

(その他)

第17条 図書館資料を利用者の利用に供するため、図書館資料の目録及び利用に関する規則を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

第18条 この規則の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 医学図書館利用内規(平成13年4月1日制定)は、平成16年4月1日をもって廃止する。

附 則

この規則は、平成18年7月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年7月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年6月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年10月3日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。